

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年10月6日適當と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月16日から同年11月5日まで縦覧に供する。

令和2年10月13日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東部地区	まんのう町建設土地 改良課